

丹情審答申第4号

令和元年10月1日

諮問番号：平成31年度諮問第5号

丹波市長 谷口 進一 様

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

会 長 山 下 淳



答申書

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきである。

第2 審査請求に至る経緯

(1) 2018年11月16日、審査請求人は、丹波市情報公開条例第6条に基づき、丹波市長に対し、平成29年度中に「まちづくり部が教育委員会と会議された会議録・議事録・会議資料等について開示請求を行った。

2018年11月29日、丹波市長（以下、「処分庁」という。）は、公文書不存在の決定（丹市活第114号）を行い（以下、「本件処分1」という。）、同日、審査請求人に通知した。

(2) 2018年11月16日、審査請求人は、丹波市情報公開条例第6条に基づき、処分庁に対し、山南中央公園及び農業トレセン(体育館)、B&G(プール)について、「補助金監督官庁、議会、関係団体等への提出又は検討された資料」について開示請求を行った。

2018年11月29日、処分庁は、公文書不存在の決定（丹市活第115号）を行い（以下、「本件処分2」という。）、同日、審査請求人に通知した。

(3) 2019年2月28日、審査請求人は、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分1及び本件処分2を不服として、処分庁に対し審査請求（以下「本件審査請求」という）を行った。

(4) 2019 年 4 月 2 日、処分庁から丹波市・一部事務組合情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問がなされた（諮問第 5 号）。

第 3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

処分の取消しと再調査を求める

2 審査請求の理由

公文書開示請求書、審査請求書及び反論書において述べられた本件審査請求の理由は、以下のように要約される。

(1) 本件処分 1 について

教育委員会から統合場所として山南中央公園の案が出されており、山南中央公園を管理しているまちづくり部に教育委員会と会議した際の会議録等がないのはおかしい。

「山南中学校統合準備委員会に関する PTA 協議」(H30.6.28) のなかで教育委員会が「まちづくり部」と情報共有していると発言しており、文書不存在とする市との理由は矛盾している。

(2) 本件処分 2 について

山南中央公園には農業トレセン（体育館）、B&G（プール）があり、教育委員会は平成 35 年度に開校するとしているが、上記の施設は使用可能年数が残る。よって、補助金で建設されたものであり監督官庁の許可が必要である。また、市の財産だから議会の承認と関係団体にも声掛けが必要である。そのため、監督官庁、議会、関係団体等に提出又は検討された資料が存在するはずである。

第 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が弁明書等において述べられた内容は、以下のように要約される。

教育委員会にこれまでの協議の経過並びに協議録の確認をとったところ、平成 29 年度中において、教育部長からまちづくり部長に対して、口頭により、「山

南中央公園を統合中学校の候補地の一つとする」提案を受けていることを確認した。この提案は、教育委員会と市当局が教育委員会案として調整を行った市の方針であることから、統合中学校の候補地が中央公園に決定された場合は、協議調整が必要となることを伝えたものである。これにより、両部の合意は図れているものの、部長相互の確認事項であるので、文書作成、取得をしていない。

第5 審査会の判断

審査会は、次の通り判断する。

1 本件対象公文書について

本件対象公文書は、

(1)平成29年度中にまちづくり部が教育委員会と協議した内容の会議録・協議録・会議資料等（第114号）

(2)山南中央公園の補助金監督官庁、議会、関係団体等への提出又は検討した資料（第115号）

である。

すなわち、本件対象公文書は、教育委員会から山南地域市立中学校の統合場所を山南中央公園とする案が出されたことにともない、山南中央公園及びその施設の供用廃止や廃止される和田中学校に山南中央公園の機能を持たせること等があるため、公園を所管するまちづくり部において教育委員会や補助金監督官庁、議会、関係団体との間で行った協議等の過程に係る公文書である。

2 本件対象文書の存否に関する主張等について

(1)処分庁は、平成29年度中に教育部長からまちづくり部長に対し、口頭により、教育委員会と市当局が調整を行った市の方針である「山南中央公園を統合中学校の候補地の一つとする」提案を伝えたこと、統合中学校の候補地が山南中央公園に決定された場合は、協議調整が必要となることを伝えたこと、そして、部長同士の確認事項であり文書は作成していない、と主張している。

(2)また、処分庁からは、まちづくり部は、公園管理者ではあるものの、中学校統合の市の方針の決定にはかかわっておらず、平成29年度の時点では、まちづくり部としては今後教育委員会から協議の持ちかけがあるのだろうと考えていた状況だった、との説明がなされている。

3 本件処分の妥当性について

(1) 以上のことからすると、平成 29 年度の時点ではまちづくり部が教育委員会や補助金監督官庁、議会、関係団体と協議等を行ったことはなく、したがって、協議等に係る文書も存在しないとする処分庁の説明に不自然または不合理な点はないと言わざるを得ない。

(2) よって、処分庁が本件開示請求について、不開示（文書不存在）決定を行ったことは妥当である。

4 結論

以上のことから、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

丹波市・一部事務組合情報公開審査会

山下 淳、長崎良太、松尾信幸、岸部 勇、山本 登